

大韓民国の第16代大統領選挙

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目次

はじめに

概要 i

第1章 韓国の大統領制度と歴代の大統領..... 1

第1節 選挙制度 1

1 韓国の大統領選挙制度の概要..... 1

2 大統領の権限 1

3 選挙法 2

第2節 歴代の大統領..... 3

第3節 政党の変遷..... 5

第2章 主要2政党の候補者決定までの動きと他の有力者たちの動向..... 7

第1節 民主党 7

1 党内選挙立候補者の顔ぶれ..... 7

2 民主党内の対立..... 8

3 党内選挙の様子..... 9

第2節 ハンナラ党..... 10

1 党内選挙立候補者の顔ぶれ..... 10

2 党内選挙の様子..... 11

第3節 他の有力者たちの動向..... 12

第4節 2002年統一地方選挙・国会議員補欠選挙の影響..... 13

第3章 選挙戦までの各党の動き..... 15

第1節 民主党内の動揺..... 15

第2節 ハンナラ党・李会昌の勢いの陰り..... 15

第3節 鄭夢準の新党結成..... 15

第4節 候補統一 16

1 候補統一方法の決定まで..... 16

2 テレビ討論会の様子と選挙結果..... 16

第4章 選挙戦 18

第1節 大統領選挙立候補者..... 18

第2節 選挙戦 18

1 各候補の公約 18

2 2強対決 21

3 自民連などの動き..... 21

4	サイバー選挙の加速.....	21
5	勝敗を左右する要因.....	22
第3節	米国の反応.....	24
第4節	鄭夢準の離反.....	24
第5章	選挙結果	27
第1節	投票率.....	27
第2節	地域主義の解消.....	28
第3節	電子開票に対する不正疑惑.....	33
第6章	大統領就任までの動き	34
第1節	大統領職引継委員会.....	34
1	概要.....	34
2	インターネット等を通じた閣僚の推薦.....	35
3	経済団体との確執.....	35
4	地方分権の推進.....	36
第2節	現代商船による北朝鮮への送金疑惑.....	36
第3節	鄭夢準のその後.....	36
第7章	新政権の発足	37
第1節	就任式.....	37
第2節	1 2 大 国 政 課 題.....	37
第3節	新閣僚.....	41
資 料	44
おわりに	48

はじめに

韓国では2002年12月19日に第16代の大統領選挙が実施され、新千年民主党の盧武鉉が接戦を制し当選を決めた。改革を望む国民は、最終的に保守系の李会昌よりも革新系の盧武鉉を選択したということであろう。

韓国は建国後わずかの間に軍事政権が誕生し、その支配が30年以上続いた。その軍事政権に対抗しつつ民主化運動を主導してきたのがいわゆる「3金」と呼ばれた金泳三（第14代大統領）、金大中（第15代大統領）、金鍾泌（自由民主連合総裁）であった。彼らも70歳を越え、今回の大統領選挙は次の時代を担うリーダーを選ぶ選挙として、関心が高かった。

当初は、前回の大統領選挙で惜しくも金大中に破れたハンナラ党の李会昌が一貫して優位を保っており、2002年6月の統一地方選挙や8月の国会議員補欠選挙でもハンナラ党が勝利を収めた。その勢いのままハンナラ党が勝利するのか、あるいは新千年民主党の盧武鉉が巻き返しを図るのか、それともワールドカップサッカーで一躍脚光を浴びた鄭夢準をはじめとする新たな勢力が台頭するのか、最後まで誠に興味深い選挙であった。

韓国では大統領が強大な権限を持っていることから、大統領が交替すると政策も大きく変わる。このため今回の新大統領がどのような政策をとるのか大いに注目されている。

このレポートでは、選挙の状況と新大統領の当初の政策までを紹介しており、広く日本の自治体の方々に紹介され、韓国の政治についての理解の一助となれば幸いである。

なお、文中での敬称は省略してある。

(財) 自治体国際化協会 ソウル事務所長

概要

第1章 韓国の大統領制度と歴代の大統領

韓国の大統領の任期は5年1期のみであり、国民の直接選挙で選ばれる。大統領の持つ権限は強大であり、国会で議決された法律案の再議修正権、宣戦布告権、大法院長（最高裁判所長官）任命権、憲法裁判所長任命権などを有しており、大韓民国建国後、金大中大統領までで15代8人が大統領職に就いている。

第2章 主要2政党の候補者決定までの動きと他の有力者たちの動向

与党である新千年民主党（民主党）と最大野党のハンナラ党は、党内の大統領候補選出に当たって、一般国民から公募で選んだ者にも党内選挙での投票権を与えるという方式をとった。

民主党では当初最有力と目されていた李仁済（イ・インジェ）が破れ、盧武鉉が民主党の大統領候補と決まった。一方ハンナラ党では、党総裁でもある李会昌（イ・フェチャン）と争えるだけの実力者はおらず、李会昌が圧勝した。

また、次代の担うリーダーの一人と目されていた鄭夢準（チョン・モンジュン）は9月に大統領選挙への出馬を決意した。その一方で、金泳三、金大中と並び「3金」と称されてきた金鍾泌（自由民主連合総裁）は、高齢を理由に出馬を見送った。朴正熙元大統領の長女でもあり、2002年2月にハンナラ党を離党した朴槿恵（パク・グンヘ）も結局は11月にハンナラ党に復党した。

第3章 選挙戦までの動き

民主党は6月の統一地方選挙と8月の国会議員補欠選挙の惨敗を受け、反盧武鉉派が台頭し、新党結成に向けた議論までなされるようになった。また、ハンナラ党でも、前回の大統領選挙でも問題となった李会昌の息子の兵役忌避疑惑が再び頭をもたげ、統一地方選挙と国会議員補欠選挙の圧勝の勢いそのまま大統領選挙に突入するということができなくなった。

一方、大統領選挙への出馬を表明した鄭夢準は、新党「国民統合21」を結成し選挙運動を始めたが、現代重工業（株）の顧問を務め、同社の株式を11%も保有していたことなどから、大統領となった場合には現代グループとの癒着が懸念されるといった批判が出てきた。出馬を宣言するまでは期待の高かった鄭夢準であったが、テレビなどに出るたびに、その話の分かりにくさなどから次第にその支持を失っていった。

この時期に行われた世論調査によると、1位は李会昌、2位は鄭夢準で3位が盧武鉉であり、鄭夢準、盧武鉉ともに単独では李会昌に対抗できないことが明らかとなった。

そこで盧武鉉と鄭夢準はテレビ討論会を行い、それに対する世論調査で支持率の高かった方を統一候補者とし、敗れた方は統一候補者の応援に回るという方法をとった。

結局この世論調査の結果、盧武鉉が勝利し、鄭夢準は盧武鉉の応援に回ることとなった。そして、選挙告示日直前に行われた世論調査で、ついに盧武鉉が李会昌を上回るこ

とになったものの、その後の世論調査結果は選挙終了まで公にされなかった。

第4章 選挙戦

最終的に、大統領選挙には盧武鉉、李会昌を含め7名が立候補した（1名は投票日の前日に辞退）。しかし、盧武鉉や李会昌と対抗できるだけの候補者はなく、事実上この2人の一騎打ちとなった。選挙戦では、在韓米軍の装甲車に女子中学生がひかれて死亡した事件に端を発する反米感情の高まりの中での候補者の対米姿勢、金大中大統領が北朝鮮に対してとった包容政策の是非、忠清圏への行政首都移転問題などが争点となった。

盧武鉉は20代・30代の圧倒的な支持を得、李会昌は50代以上の年齢層から支持を得ていたことから、選挙では40代の人々がどちらを支持するのかということと、政治離れの進む20代・30代の投票率が注目されることとなった。

各候補とも若者へのアピールのため、ホームページの充実を図り、サイバー空間での選挙戦は6月の統一地方選挙以上のものとなった。

投票日を前日に控えた12月18日の夜になって、鄭夢準は突然、盧武鉉への支持を撤回すると宣言した。盧武鉉と鄭夢準は、李会昌に勝利するという目的では一致していたが、その政治姿勢や政策案などはことごとく対立しており、結局この候補統一はうまくいかなかったということであろうか。

候補統一で世論調査における支持率を上げていた盧武鉉であったが、この鄭夢準の離反により情勢はにわかに怪しいものとなった。

第5章 選挙結果

選挙は事前の予想どおり大接戦となり、開票率も90%を越えるまで当選者の確定はできない状況であったが、結局、盧武鉉がわずかの差で李会昌を抑え当選を果たした。

投票率は、民主化以降の過去の大統領選挙と比較すると最低であったが、6月の統一地方選挙と比較すると若者の投票率が高かった。

また、李会昌が民主党の地盤地域でまったく振るわなかったものの、盧武鉉はハンナラ党の地盤地域でそれなりに善戦しており、韓国の政治で常に問題とされてきた地域主義については、依然として残っているものの以前ほど深刻なものではなくなった。

また、今回の選挙では、電子開票システムが導入されたが、敗れたハンナラ党側がこの電子開票の際に不正があったとの訴えを起こしたため、大法院は80の投票所で再集計を行った。その結果、多少集計に間違いはあったものの、選挙結果を覆すほどのものではないとの結論に至り、ハンナラ党も訴訟を取り下げた。

第6章 大統領就任までの動き

韓国では、次期政権が円滑に引継を受け国政の連続性が維持できるよう、「大統領引継委員会」組織される。今回この引継委員会はインターネット等を通じ、一般国民からも閣僚の推薦を受け付けるといった方法をとった。

比較的産業界寄りの考え方をもっていた李会昌とは違い、盧武鉉は労働者寄りの考え

方を持っていたことから、引継委員会の打出す新政権の経済政策で財界との確執が目立った。

またこの時期になって、2000年6月の南北首脳会談の直前に、現代商船が北朝鮮に秘密送金を行っていたことが発覚し、これを金大中大統領も知っていながら黙認していたことが明らかになった。

第7章 新政権の発足

盧武鉉新大統領は2003年2月25日に就任式を行い、第16代大統領となった。盧武鉉新大統領は、新政権の重点課題として、「韓半島の平和体制の構築」や「腐敗のない社会、奉仕する行政」など12項目を決定した。

また、新閣僚には40代を3名、女性を4名起用するなど実験的ともいえる人々を任命した。

第1章 韓国の大統領制度と歴代の大統領

第1節 選挙制度

1 韓国の大統領選挙制度の概要

現在の韓国の大統領の任期は5年1期のみであり、国民の直接選挙で選ばれる。基本的な大統領選挙制度の概要は次のとおりである。

<韓国の大統領選挙制度の概要>

選挙権	満20歳以上の韓国民	
被選挙権	満40歳以上の韓国民	
立候補の要件	政党から立候補する場合	政党による推薦
	無所属で立候補する場合	5以上の広域自治団体(※)から各500人以上の選挙権者の推薦
選挙方式	選挙権者による直接投票	
寄託金	5億ウォン	

(※) 広域自治団体 日本の都道府県に相当。ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道の16団体を指す。

2 大統領の権限

韓国の大統領は、行政府の首班としての側面と国家元首としての側面を有しており(憲法第66条第1項及び第4項)、非常に強大な権限を持っている。

行政府の首班としての機能としては、国務総理、国務委員(日本の国務大臣に相当)及び行政各部長官(日本の各省大臣に相当)の任命権などである。一方、国家元首としては、立法府である国会に対して、法案の拒否権や大統領令の制定権を持っており、また、司法府のうち、最高裁判所長官に当たる大法院長の任命権や憲法裁判所裁判長の任命権を持っている。さらに、国軍の統帥権限、国家非常事態時の緊急命令権、厳戒令宣布権なども有している。

<韓国の大統領の主な権限>

- ・ 臨時国会の開催要求権（憲法第 47 条第 1 項）
- ・ 国会で議決された法律案の再議要求権（憲法第 53 条第 2 項）
- ・ 外交、国防、統一その他国家安全保障に係る重要政策に関する国民投票実施権（憲法第 72 条）
- ・ 条約の締結及び批准権（憲法第 73 条）
- ・ 宣戦布告権（憲法第 73 条）
- ・ 国軍統帥権（憲法第 74 条）
- ・ 大統領令制定権（憲法第 75 条）
- ・ 国家緊急事態時の緊急命令制定権（憲法第 76 条第 1 項及び第 2 項）
- ・ 戒厳令宣布権（憲法第 77 条第 1 項）
- ・ 赦免、減刑等の実施権（憲法第 79 条）
- ・ 勲章、栄典授与権（憲法第 80 条）
- ・ 国務総理任命権（憲法第 86 条第 1 項。ただし、国会の同意が必要）
- ・ 国務委員任命権（憲法第 87 条第 1 項）
- ・ 行政各部長官任命権（憲法第 94 条）
- ・ 監査院長及び監査委員任命権（憲法第 97 条）
- ・ 大法院長及び大法院裁判官任命権（憲法第 104 条第 1 項及び第 2 項。ただし、国会の同意が必要）
- ・ 憲法裁判所長任命権（憲法第 111 条第 2 項。ただし、国会の同意が必要）
- ・ 憲法裁判所裁判官任命権（憲法第 111 条第 2 項）
- ・ 中央選挙管理委員会委員（9名）のうち3名の任命権
- ・ 憲法改正の発議権（憲法第 128 条第 1 項）

韓国の大統領は、このように強大な権限を有しているにもかかわらず、一方で国務総理の任命に当たっては国会の同意が必要とされていることから、これまでも任命同意を得られないケースがあった。2002年7月に行われた内閣改造においても、金大中大統領が指名した国務総理が相次いで国会の同意が得られず政局が混迷した。最終的に10月によりやく3人目の金碩洙（キム・ソクス）が国会の同意を得ることができ正式に国務総理に就任したが、この間3ヶ月間も大統領の権限代行第1位である国務総理の不在が続いた。

3 選挙法

韓国の選挙については、自治体レベルの選挙から大統領選挙まで、「公職選挙及び不正防止法」で規定されている。今回の大統領選挙において、前回の大統領選挙と比較して選挙制度が大きく変更された点はないが、同法第103条第1項（※）において禁止されている「選挙が実施される地域での選挙期間中の同窓会や親族会」などについて

て、検察庁が選挙違反の重点取締り項目として掲げたことから、選挙戦は年末で忘年会シーズンと重なっていたにもかかわらず、このような集会はほとんど開かれなかった。

(※) 公職選挙及び不正防止法第 103 条第 1 項 (各種集会等の制限)

何人も選挙期間中選挙区民を対象に、選挙が実施される区域内で郷民会・親族会又は同窓会その他の集会を開催することができず、特別法により設立された国民運動団体として国家や地方自治団体の出捐又は補助を受けた団体 (正しい生活運動協議会、セマウル運動協議会、韓国自由総連盟をいう。) と第 2 の建国法国民推進委員会は選挙機関中、会議その他いかなる名称の集会も開催することはできない。

第 2 節 歴代の大統領

歴代の大統領の概括的に見ると、次のとおりである。

1 李承晩 (イ・スンマン) 大統領 (初代～第 3 代) (在位 1948 年～1960 年)

第二次世界大戦中に設置された上海臨時政府の初代国務総理であり、終戦後はアメリカの影響力を背景に、他の政敵を押しつけて初代大統領に就任した。その後、自らに都合のいいように、憲法で 2 期までと定められていた大統領の任期を 3 期目以降も可能とするよう改正し、自身が 3 期まで大統領を勤めた。

1960 年 4 月 19 日の民主化を求める学生蜂起に始まる一連の反独裁闘争により失脚し、結局ハワイへ亡命した。

2 尹潽善 (ユン・ボソン) 大統領 (第 4 代) (在位 1960 年～1962 年)

李承晩政権を崩壊させた反独裁闘争勢力の支持を受けて成立した尹潽善政権であったが、張勉総理と大統領との間で常に政治的対立が生じていた。このため次第に国民から見放され、ついに翌 1961 年 5 月 16 日、朴正熙陸軍少尉の率いる部隊によるクーデターによりその政権は崩壊した。そしてこれが、その後 30 数年にわたる軍事政権の始まりでもあった。

3 朴正熙 (パク・チョンヒ) 大統領 (第 5～第 9 代) (在位 1963 年～1979)

クーデターにより政権を掌握した後、1963 年の大統領選挙で野党統一候補の尹潽善前大統領を破り大統領となった。日韓基本条約が締結されたのもこの時期である。その後、1967 年の大統領選挙でも再選された朴正熙大統領は、1971 年には 3 選を目指すべくそれを禁止 (1962 年憲法により大統領は再び 2 期までとされていた。) した憲法の改正にとりかかることになる。結局 3 選を可能とすべく憲法改正を行った朴正熙大統領であったが、翌 1972 年には、独裁体制をさらに強化すべくそれまでの憲法を廃し、「維新憲法」を新たに制定した。

この維新憲法によれば、大統領は「統一主体国民会議」で選出されることとされて

おり、この「統一主体国民会議」により選出されたことをもって、朴正熙は第8代大統領の座に着いた。さらにこの憲法では、従来の憲法にはあった大統領の再選制限の規定をなくしたことから、永久政権も可能なものとなり、事実、1978年には第9代大統領に就任した。

しかしながら、そのあまりの圧政のため民衆の不満が高まる中で、翌年ついに側近の手により暗殺されることとなる。

4 崔圭夏（チェ・ギョハ）大統領（第10代）（在位1979年～1980年）

1979年、朴正熙大統領暗殺事件の後大統領となったが、翌年の全斗煥の軍事クーデターによりわずか9ヶ月で辞任した。全斗煥が政権を掌握する過程で、民主化を求める学生・市民などが大規模なデモを行い、1980年5月には光州事件（※）が起こった。

なお、金大中（キム・デジュン）、金泳三（キム・ヨンサム）、金鍾泌（キム・ジョンピル）といった、後に「3金」といわれるようになる人々が活躍し始めるのもこの時代であった。

（※）光州事件 光州市を中心に1980年5月18日から27日まで展開された民主化運動。学生デモ鎮圧のため軍が投入され多くの犠牲者が出た事件。死亡者は193人（政府発表）にも上った。

なお、1995年、「5.18民主化運動等に関する特別措置法」の制定により、全斗煥、盧泰愚元大統領らが有罪判決を受けた。また、1997年には光州広域市が犠牲者のための大規模な記念墓地を作り、2000年には国立墓地として管理されることとなった。

5 全斗煥（チョン・ドファン）大統領（第11～第12代）（在位1980年～1988年）

維新憲法のもと、1980年5月17日、軍事クーデターによって政権を掌握した後第11代大統領の座に着いた。そして同年新たに憲法を制定し、新憲法のもと大統領に選ばれた（第12代）。新たな憲法では大統領の任期は7年で再任はできないこととなった。

この間、民主化運動はますます盛り上がりを見せ、政権末期の1987年、ついに与党民主党代表である盧泰愚が大統領の直接選挙制を含む憲法改正案を示し（6.29宣言）、全斗煥大統領もこれを受け入れることとなった。

6 盧泰愚（ノ・テウ）大統領（第13代）（在位1988年～1993年）

陸軍出身。1987年に公布された現行憲法により、国民による直接選挙で選出された初の大統領である。現行憲法では大統領の任期は5年1期とされており、1988年2月から1993年2月までの5年間大統領を務めた。この間にソウルオリンピック（1988年）も行われている。

7 金泳三（キム・ヨンサム）大統領（第14代）（在位1993年～1998年）

尹潽善大統領以来32年ぶりの文民政権を樹立した金泳三大統領は、1993年2月から1998年2月まで大統領を勤めたが、政権末期には通貨危機を招き、国際通貨基金（IMF）からの支援を受けることとなった。

8 金大中（キム・デジュン）大統領（第15代）（在位1998年～2003年）

IMF支援体制を早期に終了させ、2000年南北首脳会談、2002年サッカーワールドカップを成功させたが、一方で身内の贈賄容疑などが次々と明らかになり、次第に求心力を失っていった。第16代大統領選挙後には、南北首脳会談直前の現代商船による北朝鮮への違法な秘密送金疑惑に関わっていたことも明らかになり、国民に謝罪した。

第3節 政党の変遷

韓国の政党の変遷は次のとおりであり、朴正熙にはじまり全斗煥、盧泰愚と続いた軍事政権の後、民主化運動を進めてきた金泳三、金大中、金鍾泌のいわゆる「3金」が政界をリードしてきた。

韓国の政党は、維新体制の崩壊と80年憲法の制定によりその自由な設立が認められることとなった。その後の主な政党の変遷は次のとおりである。

<韓国の子な政党の変遷>

